

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【登録番号】実用新案登録第3199092号(U3199092)

【訂正の登録日】平成28年1月13日(2016.1.13)

【登録公報発行日】平成27年8月6日(2015.8.6)

【出願番号】実願2015-2571(U2015-2571)

【国際特許分類】

A 0 1 K 61/00 (2006.01)

【F I】

A 0 1 K 61/00 E

【訂正書】

【提出日】平成28年1月4日(2016.1.4)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正後の請求項の数】5

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

食用貝が生育する生育部を有する内部空間を備えると共に上面を開口する筒状に形成される合成樹脂シートを備え、

前記合成樹脂シートは、それぞれの平面積が $1\text{mm}^2$ 以上 $60\text{mm}^2$ 以下である複数の開口部を有し、全ての開口部の開口平面積の和が全ての開口部を含む合成樹脂シート全体の平面積に対して20%以上80%以下であり、

前記筒状の合成樹脂シートの開口端面が海水面よりも上方に位置するように、合成樹脂シートの上端開口に取り付けた吊下げ部材によって筏部材に吊下げ可能であり、

前記内部空間内には生育部と生体の食用貝を収容する網カゴとが、海水に浸漬可能に配置されることを特徴とする食用貝養殖器。

【請求項2】

前記合成樹脂シートは、底面に補強用樹脂部材が配設されてなることを特徴とする請求項1に記載の食用貝養殖器。

【請求項3】

前記生育部は、合成樹脂シートで形成される内部空間内に配置された、無機物粉体、繊維製シート状物、及び貝殻よりなる群から選択される少なくとも一種である前記請求項1又は2に記載の食用貝養殖器。

【請求項4】

前記生育部は、前記合成樹脂シートの内面である前記請求項1又は2に記載の食用貝養殖器。

【請求項5】

前記生育部は、ホタテの貝殻であり、前記食用貝がホタテである前記請求項1又は2に記載の食用貝養殖器。